

家畜衛生だより

飼養衛生管理基準の自己点検をお願いします！

まもなく鳥インフルエンザのシーズンに入ります。

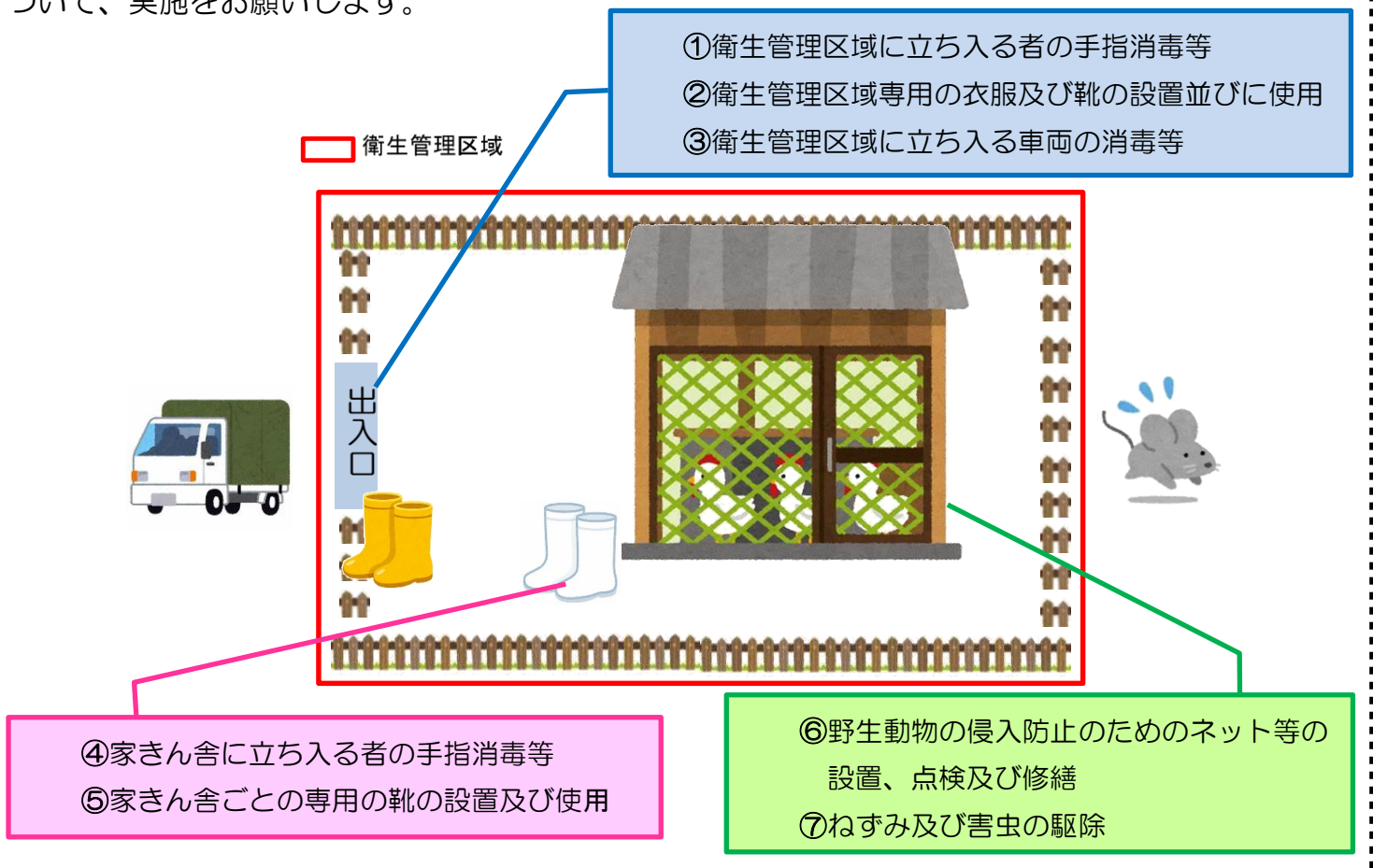
昨シーズンは18県52事例の飼養家さんにおける高病原性鳥インフルエンザが確認され、計987万羽を殺処分する過去最大の発生となりました。

今年の4月以降も、日本へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシアや中国において高病原性鳥インフルエンザが発生しており、今シーズンも国内へのウイルス侵入リスクは高いと予測されています。

このため、今年度も、飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和3年10月～令和4年3月までの間、下記7項目について毎月自己点検を実施し、結果を家畜保健衛生所にご報告ください。

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家さん1羽以上飼育している方に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けています。特に重要な下記7項目について、実施をお願いします。



報告方法等について、詳細は裏面をご覧ください！

【回答方法】 メール、FAXまたは電話

- ※1 FAXの場合は別紙の回答様式をご利用ください。
- ※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、「①〇②〇③ー」のように本文にご記載ください。

【回答期限】

10月分は10月14日(木)までにご報告をお願いします。

それ以降は、毎月10日までにご報告ください。

- 各項目の回答時の注意事項を作成しましたので、参考にしてください。

A. 屋内で飼養している場合

- ・①～③、⑤、⑥はすべて「ー」
- ・④は家きんの世話をする前後に手洗い消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

B. 屋外(飼育小屋など)で飼養している場合

- ※ 衛生管理区域とは、畜舎・飼料の保管場所・家きんの飼養管理に用いる物品の保管場所を含めたエリアのことです。
- ・①④は家きんの世話をする前後に手洗い消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・②は清潔な衣服および靴を着用していれば「〇」
野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してからお世話するようにしましょう。
- ・③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「ー」
- ・⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「ー」
人が入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「〇」
- ・⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「〇」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

ご不明な点がございましたら、
家畜保健衛生所までお問合せください。



(別紙)

宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当

TEL：049-225-4141

FAX：049-226-9653

メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

住 所 (市町名) _____

氏 名 _____

飼養家さん 鶏・あひる (合鴨)・うずら・きじ・だちょう

飼養場所 屋内・屋外・その他 (_____)

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【__月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、該当しなければ「-」を記入してください。

点検項目	チェック欄
①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ねずみ及び害虫の駆除	

☆メール、FAXまたは電話にてご回答ください。

★回答締切 10月分：10月14日(木) 11～3月分：毎月10日